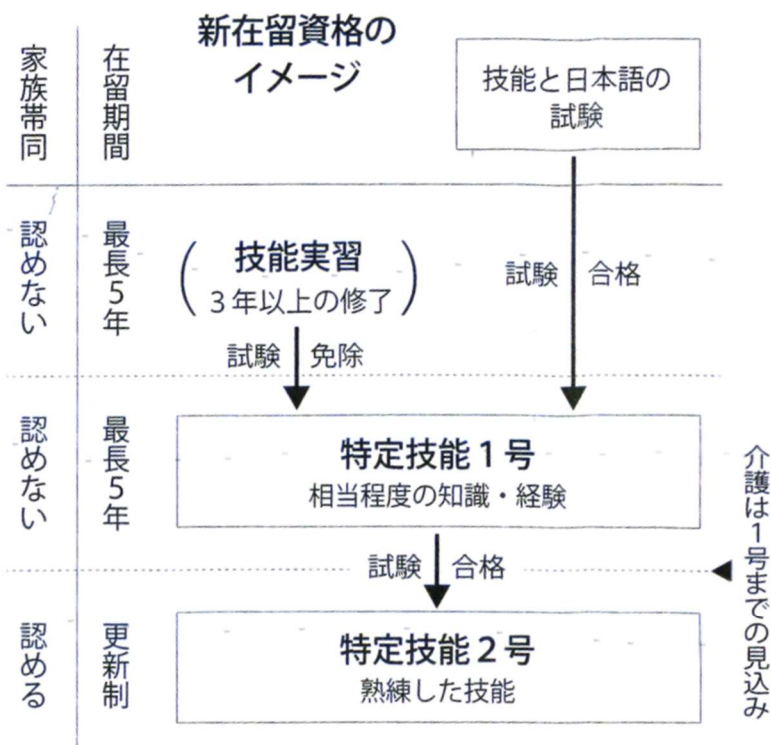


介護は特定技能1号で

外国人受け入れ 来年4月、導入へ



根本大臣

受け入れは政府の基とに所管省庁が技能と本方針をもとに分野ごに日本語の試験を行い、合格者に在留期間5年の「特定技能1号」資格が与えられる。在留を認められた分野内で転職も可能だが、家族は帯同できない。

政府は2日、外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法改正案を閣議決定した。新在留資格「特定技能1号、2号」を創設し、介護など深刻な人手不足の業種で受け入れる。根本匠・厚生労働大臣は6日の会見で介護について、1号要件は「技能実習3年修了相当」と述べ、2号の対象にするかは「制度の趣旨を踏まえ適切に対応したい」と話し、言明しなかった。

(榎戸新)

【関係団体の見解】

◆日本介護福祉士会

介護サービスは利用者本位が大前提であり、介護現場に混乱を来さず、質を担保できる仕組みの構築をお願いしたい。

◆全国老人福祉施設協議会

介護分野は厳しい人材不足で、外国人材が必要。各制度の趣旨をもとに幅広く外国人が入国できる制度設計が求められる。

◆全国老人保健施設協会

介護の人手が足りない状況だが、現時点では制度の詳細は未定であり、今後の議論の内容や進捗を注視していきたい。

い。技能実習の修了者（3年以上）は1号試験が免除され、技能実習5年と1号5年を合わせると最長10年働けることになる。

1号で入国した人は熟練した技能があると試験で認められると「特定技能2号」に移行できる。更新を続けられれば無期限で働け、家族の帯同も認められる。受け入れ対象は介護、農業、宿泊業、建設業など14業種が挙げられているが、具体的には法案成立後に法務省令で定められる。受け入れ機関は、新設される出入国在留管理庁に届け出が必要になる。1号外国人への日本語修得や生活相

談、住宅確保などに関することも求められる。政府は2019年4月の導入に向けて今臨時国会での成立を目指す。野党からは日本の社会保障や雇用への影響、外国人の労働環境などを懸念する声が続く。当初予定していた8日の衆議院での審議入りは見送られた。

千葉県

62法人が既に277人

外国人介護人材の調査

千葉県は10月30日、外国人介護人材受け入れに関するアンケートの調査結果を公表した。それによると、182の法人のうち、約3分の1に当たる62法人が外国人介護人材を受け入れていると回答。300人近い外国人が既に日本の介護現場を経験したことが分かった。今後の受け入れに関しては、約7割が前向きであることが明らかになった。

調査は、千葉県社会福祉法人経営者協議会や千葉県老人保健施設協会などを通じ、入所施設を運営する544の法人にアンケートを送付。回答数は182（回答率33・5％）だった。

外国人介護職員の受け入れに関して知っている制度を聞いた設問では、外国人技能実習制度（74・2％）や経済連携協定（EPA、59・3％）、在留資格「介護」（49・5％）が挙げられた一方で、「知らない」と答えた法人が15・4％いた。

外国人介護人材を受け入れている62法人のうち、国別で最も多かったのがフィリピン（114人）。次いでベトナム（74人）、インドネシア（27人）と東南アジアからの人材が多い。合計では14の国・地域から277人が就業している。

実際に業務を続ける上で「日本語の読み書きが難しい」「利用者や職員とコミュニケーションが十分に取れないことがある」など、外国人特有の課題が現

場ですりばみになっており、「日本語学校などの経費が高く、日本人を採用するより経費がかかる」といった声もあった。

今後の受け入れに関して聞いた設問では、70・4％が前向きである一方で、受け入れるつもりがないと回答した法人は7・7％にとどまった。

受け入れを検討する理由で最も多いのが人材不足への懸念（93・8％）。外国人でも十分に入所者への対応ができると回答した法人も40・6％いた。

受け入れに消極的な法人は「日本語でのコミュニケーション能力に不安がある」「日本人職員の負担が増える」「入所者が慣れない」などの不安を抱えていることが分かった。

（濱本高佑）